

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認【産業経済局総務政策部雇用政策課】

2

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】

3

5

6

北九州市告示第 291 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）第 6 条の規定により次のとおり告示する。

平成 28 年 6 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額				期間		
企 画 展 示 室	陳 列 品 の 観 覧 料	—		平成 28 年 7 月 23 日から同年 10 月 10 日まで		
		個人	1 人		500 円	250 円
		団体（30 人以上）	1 回		400 円	200 円

北九州市公告第424号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
A重油 3万6,100リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年5月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
高橋油脂工業株式会社  
北九州市門司区浜町1番2号
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額 49.2円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成28年4月26日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第425号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
白灯油 4万2,000リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年5月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社 M i s u m i 熊本支店  
熊本市東区長嶺南6丁目6番40号
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額 37.4円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成28年4月26日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成28年6月8日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区新曾根4396番	大阪市西区立売堀一丁目4番4号 株式会社カクダイ 代表取締役社長 永島康博
北九州市小倉南区沼新町三丁目1750番4及び1750番119から1750番130まで	北九州市小倉北区神岳二丁目10番24号 株式会社九州三共 代表取締役 中島 敬二郎

北九州市公告第427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成28年6月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
セントシティ北九州  
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
北九州都心開発株式会社  
北九州市小倉北区京町三丁目1番1号  
代表取締役 古賀 渡  
ほか22者
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
北九州都心開発株式会社  
代表取締役 古賀 渡  
ほか22者
    - イ 変更後  
北九州都心開発株式会社  
代表取締役 古賀 渡  
ほか22者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
株式会社コレット井筒屋  
代表取締役社長 田邊浩二  
ほか34者

イ 変更後

株式会社コレット井筒屋

代表取締役社長 田邊浩二

ほか35者

4 変更の年月日

平成28年5月31日

5 変更する理由

営業政策上の理由のため

6 届出年月日

平成28年5月31日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成28年6月8日から同年10月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成28年10月11日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見